

ACSES ニュースレター_1853号 (2020年4月23日)

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

—目次（18頁）—

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・水素ドローンの安全な活用へ向けて<経済産業省>

・消費者機構日本と学校法人東京医科大学との間の共通義務確認訴訟に関する判決の確定について<消費者庁>

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

◇学生の13人に1人が退学検討 コロナで生活厳しく、団体調査<Web 報道>/「退学考えている」「国試受けられるか不安」 大学生ら苦境訴え<新聞報道>

・明治学院大、学生全員5万円支給 遠隔授業のPC、通信環境整備に<Web 報道>

◇マスコミ報道発表 見出し

[対策・予防]

◇省庁発表

◇SNS 医療情報、まず疑って 京大医師ら、真偽の見分け方を動画解説<新聞報道>

◇マスコミ報道発表 見出し

[3] ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令について

～新型コロナウイルス感染症の影響により、性能検査の実施が困難な特定機械等について、検査期日の延長が可能となります～<厚生労働省>

[4] 獣医療法施行規則及び同施行規則の一部改正

◇獣医療法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第34号）<官報>

◇獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第879号）<官報>

[5] 化学物質のリスク情報

◇セルロースナノファイバー(CNF)の安全性評価手法及び評価事例に関する文書類<産業技術総合研究所>

[6] 化学物質管理用データの更新のお知らせ

◇J-CHECK のデータを更新・追加しました。/化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)のデータを更新しました。/日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSDB)のデータを更新しました。<製品評価技術基盤機構>

[7] 食品安全衛生関係

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第194号）<官報>

◇食品安全情報（化学物質）No. 08（2020）を掲載しました。<国立医薬品食品衛生研究所>

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）<国立医薬品食品衛生研究所>

[8] 調査、公募、意見募集等

[調査結果] 1件

[9] その他省庁発表 2件

[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

[開催記録、報告、資料等] 1件

[11] 海外の化学物質管理情報

○国際：2件 ○欧州：4件 ○米国：3件



紫蘭（シラン）

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

- ・水素ドローンの安全な活用へ向けて

<経済産業省 2020年4月22日> <https://meti-journal.jp/p/10770-2/>

- ・消費者機構日本と学校法人東京医科大学との間の共通義務確認訴訟に関する判決の確定について

<消費者庁 2020年4月22日> <https://www.caa.go.jp/notice/entry/019640/>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system cms101_200422_01.pdf

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(4月22日公表分)

<厚生労働省 2020年4月23日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11000.html

- ・国内の状況、検査状況等について更新しました

<厚生労働省 2020年4月23日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=3yHFmy1_97w_epRNY

◇学生の13人に1人が退学検討 コロナで生活厳しく、団体調査

新型コロナ感染拡大に関する学生団体の調査で、大学生らの約6割がアルバイト収入が減ったり、なくなったりしたと回答したことが22日、分かった。親の収入がなくなった、または減ったと答えた学生も約4割に上り、調査に答えた学生の13人に1人が、大学を辞める検討を始めていると回答するなど、多くの学生が経済的に厳しい状況にあることが浮かんた。

調査は、学生団体「高等教育無償化プロジェクトFREE」が9日から、インターネットで実施。21日夜時点で回答のあった大学生や短大生ら514人の回答をまとめた。

学生団体の代表は、一律の授業料半額免除などを求める緊急提言を発表した。

<共同通信 2020年4月22日>

・「退学考えている」「国試受けられるか不安」 大学生ら苦境訴え

東大生の岩崎さんら、514人調査

新型コロナウイルスの感染拡大は、全国の大学生も苦しめている。長崎市出身の東京大4年、岩崎詩都香(しずか)さん(21)が代表を務める学生団体が4月にアンケートを行ったところ、6割超の学生がアルバイト収入が「減った」「ゼロになった」と回答。約1割は、退学なども検討している窮状が明らかに。22日、国会内で記者会見した岩崎さんは「国は至急対応してほしい」と声を上げた。

岩崎さんは6人きょうだいの末っ子。8歳の時に父親が亡くなり、母親がパートを昼夜掛け持ちして大学受験を応援してくれた。2017年に入学・上京し、学費の免除を受けながら、奨学金とアルバイトで生活費を賄っている。

2年生時、経済条件から大学を諦めた友人と話していて「進学の実現の不公平をなくしたい」との思いを強め、学生約20人で「高等教育無償化プロジェクト FREE」を設立。情報発信に取り組んできた。

活動の一環として、新型コロナウイルスの影響をテーマに行った今回のアンケートには、大学や専門学校120校に通う514人がネット上で回答してくれた。結果を取りまとめ、「このままでは『失われた世代』を生み出し、

社会全体の大損失となる」との心配に駆られた。

7割超の学生が、学費や生活費をアルバイト収入に頼っており、ウイルスによる経済収縮の直撃を受けていた。大半の大学は4月末～5月上旬が前期学費の納入期限だが、約1割は自分や親の収入減を理由に、退学や休学を考えていると答えた。休業要請で休校が続いて実習や研究もストップし、「医療職などの国家試験を受けられるか不安」との声も寄せられた。

また、約9割は学校で「オンライン授業がある」としたものの、パソコンやネット接続環境がない学生は対応できない。岩崎さんも、大学院入学に向けた貯金を取り崩してパソコンを購入するしかなかった。

アンケートを基に仲間と議論し、22日に発表した緊急提言は、前期の学費免除▽学生アルバイトの休業補償▽内定取り消し対策一など。今後、政府や与野党に手渡したいという。

岩崎さんは活動を続ける中で、自身の経済的困窮を相談する相手がおらず、不安を1人で抱え込んでいる学生が多いことも実感してきた。「これまで見過ごされていた学生の苦境が、新型コロナでより深刻さを増している」
 <西日本新聞 2020年4月23日>

・明治学院大、学生全員5万円支給 遠隔授業のPC、通信環境整備に<共同通信 2020年4月22日>

◇マスコミ報道発表 見出し

- ・「感染者数高止まり」緊急事態解除見通せず<毎日新聞 2020年4月23日>
- ・テレワーク導入進むも出勤者7割削減は半数ほどにとどまる<NHK 2020年4月23日>
- ・新型コロナ以外の患者6%陽性 地域の状況反映か 慶応大学病院<NHK 2020年4月23日>
- ・警視庁交番の警察官など3人感染<NHK 2020年4月23日>
- ・滋賀で12人が新たに感染 歯科医院でクラスター発生<関西テレビ 2020年4月23日>
- ・入院できず自宅待機、軽症者死亡<FNN 2020年4月23日>
- ・WHO事務局長「新型コロナウイルスと長いつきあいに」<NHK 2020年4月23日>
- ・世界のコロナ死者、18万人超す AFP集計<AFP=時事 2020年4月23日>
- ・英国の死者実数、4万人と推計 有力紙、政府発表の2倍超<共同通信 2020年4月22日>

[対策・予防]

◇省庁発表

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月22日)を掲載しました。
 <厚生労働省 2020年4月23日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=rV036V8Nhc5NC0c_Y
- ・「新型コロナウイルスに関するQ&A(医療機関・検査機関の方向け)」を更新しました
 <厚生労働省 2020年4月23日> <https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=YZ97JZPBSQBxKnzY>

◇SNS 医療情報、まず疑って 京大医師ら、真偽の見分け方を動画解説

インターネットや会員制交流サイト(SNS)に出回る根拠不明の医療情報について、京都などの若手医師グループが真偽の見分け方などを解説する動画を作り、投稿サイトで発信している。新型コロナウイルスの流行で誤った情報も拡散しており、「正しさを見極めることが自分や周りの健康を守る」と正確な情報の収集を求めている。

グループは、京都大医学部特定准教授の大塚篤司さんや東京、北海道の病院に勤務する医師ら4人でつくる「SNS医療のカタチ」。各自が専門分野の情報をツイッターなどで発信していたが、大塚さんの呼び掛けで2018年12月から一緒に市民公開講座を開き、ネットに流布する医学的デマを指摘してきた。

3月に動画投稿サイト「YouTube」にチャンネルを開設。科学的な裏付けがないものは医療ではないとして、安易には乗らないよう訴えている。

ネットで疾患ごとに症状や治療法などを容易に調べることができるようになったが、ネットには誤った情報もある上、安易な「素人判断」が望まれる治療を遠ざけたり、健康被害につながったりするケースがある。大塚さんも、誤ったネット情報を信じて治療をやめ、症状を悪化させた患者を数多く見てきたという。

新型コロナウイルスの情報も混乱している。SNSで広がった「26～27度の湯を飲んで予防」というデマを多くの人が信じ、善意から広めてしまった。

大塚さんは、厚生労働省や公的医療機関、学会、正確な情報発信が義務付けられている製薬会社のホームページなどをまず参照するよう勧める。「個人の体験談を参考にするのは控えるべきです。医師でも専門外で個人的な見解の場合があり、根拠をしっかりと確認することが大切」とアドバイスする。<京都新聞 2020年4月22日>

◇マスコミ報道発表 見出し

・「無自覚の9日間」院内感染拡大の落とし穴 初期対応に困難さ「どこで起きてもおかしくない」<京都新聞 2020年4月22日>

・コロナ禍「3密」避ける自転車通勤事情 それでもマスクは必要<毎日新聞 2020年4月23日>

・「病院に行くの怖い」子どもの予防接種控え 医師警鐘「遅らせればリスク増す」<毎日新聞 2020年4月23日>

・「情報漏洩の恐れ」「装置足りない」非正規に在宅勤務認めない企業・役所 国は違法と指摘<毎日新聞 2020年4月23日>

・台湾 コンビニでもマスク予約可能に 支払いまで1分 薬局で行列不要<毎日新聞 2020年4月23日>

[3] ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令について

～新型コロナウイルス感染症の影響により、性能検査の実施が困難な特定機械等について、検査期日の延長が可能となります～

<厚生労働省 2020年4月21日> <https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=sU-qt9ZLSP7xmXUjY>

厚生労働大臣は、4月16日、労働政策審議会（会長 鎌田 耕一 東洋大学名誉教授）に対し、「ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博 日本大学理工学部特任教授）で審議が行われ、同日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、省令の改正作業を行い、4月20日、改正省令を公布、施行しましたので、公表します。

【改正の内容】

令和2年7月31日までに有効期間が満了する検査証^{※1}に係るボイラー等の特定機械等^{※2}について、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、当該検査証の有効期間を、4月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができる。

※1 ボイラー等の特定機械等は「検査証」の有効期間に限り使用することができる。有効期間の更新には、当該有効期間のうちに、登録性能検査機関の実施する性能検査に合格する必要がある。

※2 ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ（建設用リフトも特定機械等に含まれるが、「検査証」が当該リフトの廃止まで有効であるため、今般延長措置の対象としない。）

【別添1】 諮問文 （【別紙】ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令案要綱）*

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/betten1_bessi.pdf

【別添2】 答申文

【別添3】 ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正（第129回労働政策審議会安全衛生分科会資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/betten3.pdf>

【別添4】 改正省令

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/betten4.pdf>

ACSES ニュースレター1851号 (ACSES-NL_1851_20200421) 掲載

＊【別添1】諮問文 (【別紙】ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令案要綱)

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/betten1_bessi.pdf

ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証に係るボイラー又は第一種圧力容器について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、ボイラー及び圧力容器安全規則第三十七条第一項又は第七十二条に規定する有効期間（同令第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第七十三条第二項の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該ボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

第二 クレーン等安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するクレーン検査証、移動式クレーン検査証、デリック検査証又はエレベーター検査証に係るクレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターについて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、クレーン等安全規則第十条、第六十条第一項、第一百条又は第一百四十四条に規定する有効期間（同令第四十三条、第六十条第二項、第八十四条、第二百二十八条又は第二百六十二条の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該クレーン検査証、移動式クレーン検査証、デリック検査証又はエレベーター検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

第三 ゴンドラ安全規則の一部改正

令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するゴンドラ検査証に係るゴンドラについて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、ゴンドラ安全規則第九条第一項に規定する有効期間（同条第二項又は同令第二十七条の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該ゴンドラ検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができることとする。

第四 施行期日

この省令は、公布の日から施行することとする。

[4] 獣医療法施行規則及び同施行規則の一部改正

◇獣医療法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第34号）

[官報] 令和2年4月22日 号外 第85号 25～30頁

<https://kanpou.npb.go.jp/20200422/20200422g00085/20200422g000850025f.html>

○農林水産省令第34号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年4月22日

農林水産大臣 江藤 拓

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第44号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部

分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第一条 獣医療法(以下「法」という。)第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 診療の用に供する一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置(以下「診療用高エネルギー放射線発生装置」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>(昭和三十二年法律第百六十七号)第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>八 放射線を放出する同位元素若しくはその化合物又はこれらの含有物であって放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が別表第一に定める数量(以下「下限数量」という。)及び濃度を超えるもの(以下「放射性同位元素」という。)で密封されたものを装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるもの(第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射装置」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>九 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のもの(第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>ホ (略)</p> <p>十 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、農林水産大臣が定める</p>	<p>第一条 獣医療法(以下「法」という。)第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 診療の用に供する一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置(以下「診療用高エネルギー放射線発生装置」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>(昭和三十二年法律第百六十七号)第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>八 放射線を放出する同位元素若しくはその化合物又はこれらの含有物であって放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が別表第一に定める数量(以下「下限数量」という。)及び濃度を超えるもの(以下「放射性同位元素」という。)で密封されたものを装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるもの(第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射装置」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>九 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のもの(第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名</p> <p>ホ (略)</p> <p>十 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、農林水産大臣が定める</p>

もの(以下「放射性同位元素装備診療機器」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号(同法第三条の放射性同位元素を使用する場合に限る。)

ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名(同法第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器及び同条第三項に規定する表示付特定認証機器のみを使用する場合を除く。)

十一～十六 (略)

2 (略)

(放射線管理責任者)

第七条 (略)

2 放射線管理責任者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第三項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者その他放射性同位元素の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有する者をもって充てなければならない。

(放射線障害の予防に関する規程)

第七条の二 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、診療の業務の開始前に、農林水産大臣が定める事項を記載した放射線障害の予防に関する規程を定め、これにより管理を行うものとする。ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみを備えた場合においては、放射性同位元素等の規制に関する法律第二十一条第一項の規定により作成された放射線障害予防規程をもって、当該放射線障害の予防に関する規程に代えることができる。

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第十三条 (略)

2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 眼の水晶体については、令和二年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び四月一日を始期とする一年間につき五十ミ

もの(以下「放射性同位元素装備診療機器」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第九条第二項第一号の許可の年月日及び許可の番号(同法第三条の放射性同位元素を使用する場合に限る。)

ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十四条第一項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名(同法第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器及び同条第三項に規定する表示付特定認証機器のみを使用する場合を除く。)

十一～十六 (略)

2 (略)

(放射線管理責任者)

第七条 (略)

2 放射線管理責任者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第三項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者その他放射性同位元素の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有する者をもって充てなければならない。

(放射線障害の予防に関する規程)

第七条の二 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、診療の業務の開始前に、農林水産大臣が定める事項を記載した放射線障害の予防に関する規程を定め、これにより管理を行うものとする。ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみを備えた場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条第一項の規定により作成された放射線障害予防規程をもって、当該放射線障害の予防に関する規程に代えることができる。

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第十三条 (略)

2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト

リシーベルト

二・三(略)

3 (略)

(線量の測定等)

第十四条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。

一～三 (略)

四 前各号の規定のほか、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

五・六 (略)

(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

第十五条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 人体の組織(眼の水晶体及び女子の腹部を除く。)別の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

三 眼の水晶体の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計。ただし、四月一日を始期とする一年間についての眼の水晶体の等価線量が三十ミリシ 1 ベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む第十三条第二項第一号に定める五年間について、四月一日を始期とする一年間ごとに累積した値

四 女子の腹部の等価線量について、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各一月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

(放射線診療従事者等の教育訓練及び研修)

第十六条の二 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等(放射性同位元素等の規制に関する法律第二十

二・三(略)

3 (略)

(線量の測定等)

第十四条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四・五 (略)

(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

第十五条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 人体の組織別の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計(女子の腹部の等価線量にあつては、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計)

(新設)

(新設)

(放射線診療従事者等の教育訓練及び研修)

第十六条の二 診療施設の管理者は、放射線診療従事

二条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には一年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。

一～四 (略)

2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師(放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条の二第一項に規定する放射線取扱主任者定期講習を受けている者を除く。)に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後には三年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

一～五 (略)

3 (略)

別表第二 (第十八条の二関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中の濃度限度等

第一欄 放射性同位元素の種類		第二欄 空气中 濃度限 度 (Bq/ cm ³)	第三欄 排液中 又は排 水中の 濃度限 度 (Bq/ cm ³)	第四欄 排気中 又は空 気中の 濃度限 度 (Bq/ cm ³)
核種	化学形等			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)

者等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十二條の規定により教育及び訓練を施された者を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には一年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。

一～四 (略)

2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項に規定する定期講習を受けている者を除く。)に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後には三年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

一～五 (略)

3 (略)

別表第二 (第十八条の二関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中の濃度限度等

第一欄 放射性同位元素の種類		第二欄 空气中 濃度限 度 (Bq/ cm ³)	第三欄 排液中 又は排 水中の 濃度限 度 (Bq/ cm ³)	第四欄 排気中 又は空 気中の 濃度限 度 (Bq/ cm ³)
核種	化学形等			
(略)	(略)	(略)	(略)	v
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)	(略)

(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{104m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{104m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
¹⁰⁵ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ¹⁰⁵ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{105m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{105m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
¹⁰⁶ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ¹⁰⁶ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{106m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{106m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
¹⁰⁸ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ¹⁰⁸ Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{108m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{108m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{109m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{109m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び 金属銀	(略)	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)	
^{110m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物及び水酸化物 以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) ^{110m} Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸 化物、水酸化物及び	(略)	(略)	(略)

(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	¹¹² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	¹¹³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	^{113m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	(略)	(略)	(略)	(略)	¹¹⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び	(略)	(略)
(略)	に金属銀	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号ホ、第八号ニ、第九号ニ並びに第十号ニ及びホ、第七条第二項、第七条の二、第十六条の二第一項及び第二項並びに別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

◇獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 879 号）

[官報] 令和 2 年 4 月 22 日 号外 第 85 号 45～47 頁

<https://kanpou.npb.go.jp/20200422/20200422g00085/20200422g000850045f.html>

○農林水産省告示第 879 号

獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)第十四条の規定に基づき、平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十九号(獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件)の一部を次のように改正する。令和二年四月二十二日農林水産大臣江藤拓次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の

傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(内部被ばくによる線量の測定)				(内部被ばくによる線量の測定)			
<p>第二条 規則第十四条第六号の内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素について別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、農林水産大臣が認めた方法により測定する場合は、この限りではない。</p>				<p>第二条 規則第十四条第五号の内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素について別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、農林水産大臣が認めた方法により測定する場合は、この限りではない。</p>			
2 (略)				2 (略)			
(実効線量及び等価線量の算定)				(実効線量及び等価線量の算定)			
第三条 (略)				第三条 (略)			
2 規則第一四条の等価線量は、次のとおりとする。				2 規則第一四条の等価線量は、次のとおりとする。			
一 (略)				一 (略)			
二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、 <u>三ミリメートル線量当量</u> 又は七十マイクロメートル線量当量のうち、 <u>いずれか適切なもの</u> とすること。				二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、 <u>適切な方</u> とすること。			
三 (略)				三 (略)			
別表第三 (第二条関係)				別表第三 (第二条関係)			
放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量系数等				放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量系数等			
第一欄		第二欄	第三欄	第一欄		第二欄	第三欄
放射性同位元素の種類		吸入摂取した場合の実効線量系数	経口摂取した場合の実効線量系数	放射性同位元素の種類		吸入摂取した場合の実効線量系数	経口摂取した場合の実効線量系数
核種	化学形等	(mSV/Bq)	(mSV/Bq)	核種	化学形等	(mSV/Bq)	(mSV/Bq)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{111m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹¹² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹¹³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{113m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化 合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹¹⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

[5] 化学物質のリスク情報

◇セルロースナノファイバー(CNF)の安全性評価手法及び評価事例に関する文書類

<産業技術総合研究所(AIST)> <https://www.aist-riss.jp/assessment/45276/>

(国研)産業技術総合研究所(安全科学研究部門、生物プロセス研究部門、ナノチューブ実用化研究センター)、王子ホールディングス(株)、第一工業製薬(株)、大王製紙(株)、日本製紙(株)は、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの委託事業「非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発/木質系バイオマスから化学品までの一貫製造プロセスの開発/CNF 安全性評価手法の開発(2017~2019年度)」において、セルロースナノファイバー(CNF)の安全性評価手法の開発を進めてきました

(https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100058.html)。

このたび、CNFを取り扱う事業者などの安全性管理を支援することを目的として、下記の文書類を作成・公開しました。自主安全管理の参考としてご活用いただければ幸いです。

- ・セルロースナノファイバーの検出・定量の事例集
- ・セルロースナノファイバーの有害性試験手順書
- ・セルロースナノファイバー及びその応用製品の排出・暴露評価事例集

[6] 化学物質管理用データの更新のお知らせ

◇J-CHECK のデータを更新・追加しました。

＜製品評価技術基盤機構 2020年4月21日＞

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

主な情報は以下のとおりです。

- ・優先評価化学物質（2020年3月31日公示分及び2020年4月1日公示分）
- ・届出不要物質（2020年3月31日公示分）
- ・MITI 番号（官報公示整理番号）と CAS 登録番号（CAS RN）との組合せ
- ・公表情報の修正

◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータを更新しました。

＜製品評価技術基盤機構 2020年4月21日＞ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

更新情報の詳細 → https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/update.html

◇日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）のデータを更新しました。

＜製品評価技術基盤機構 2020年4月21日＞ <https://www.ajcsd.org/>

更新情報の詳細 → https://www.ajcsd.org/chrip_search/html/AjcsdNews.html

[7] 食品安全衛生関係◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第194号）

[官報] 令和2年4月23日 号外 第86号 9～34頁

<https://kanpou.npb.go.jp/20200423/20200423g00086/20200423g000860009f.html>

○厚生労働省告示第194号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次の表のように改正する。ただし、大麦、ライ麦、……(略) ……、ハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)に残留するフロニカミドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して六月を経過した日から適用する。

令和2年4月23日

厚生労働大臣 加藤 勝信

—以下、改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質名」のみ記す。—

第1 食品

A 食品一般の成分規格

1～5 (略)

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(13)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

—食品に残留する量の限度が改正された物質名—

セトキシジム

ダイアジノン

ビフェントリン

ブプロフェジン

フロニカミド

フロルピラウキシフェンベンジル

(2)～(13) (略)

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合においてコ2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(8)までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

—食品に残留する量の限度が削除された物質名—

セトキシジム (削除)

ダイアジノン (削除)

(2)～(8) (略)

8 (略)

9 次の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

食品(6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。)に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

—食品に残留する量の限度が削除された物質名—

ダイアジノン (削除)

10～12 (略)

◇食品安全情報 (化学物質) No.08 (2020)を掲載しました。

<国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2020年4月16日>

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202008c.pdf>

・別添 → <http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202008ca.pdf>

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品関連情報 (食品中の化学物質に関する情報)

<国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2020年4月16日> <http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/>

「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。

○パーフルオロアルキル化合物について

[8] 調査、公募、意見募集等

[調査結果]

◇令和元年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書について

<内閣府 2020年4月20日> https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

[9] その他省庁発表

◇「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について

<文部科学省 2020年4月22日> <http://mailmaga.mext.go.jp/c/afpKacpDodf4gabF>

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について (農林水産省)

[官報] 令和2年4月23日 号外 第86号 37～39頁

<https://kanpou.npb.go.jp/20200423/20200423g00086/20200423g000860037f.html>

[10] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催記録、報告、資料等]

・「第1回新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会」における議論のまとめを公表します。 4月15日

<製品評価技術基盤機構(NITE) 2020年4月16日>

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200416.html>

[11] 海外の化学物質管理情報 <NITE 化学物質管理関連情報 第487号 2020年4月22日 から>

○国際

・Webinar Series on Emerging Science to Improve Chemical Safety

<経済協力開発機構(OECD) 2020年4月14日>

<http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/webinars-on-emerging-science.htm>

OECDは、テストガイドラインの保護された要素のグッドライセンシングプラクティスに関するWebセミナーを2020/4/30に開催すると報じている。

・The OECD QSAR Toolbox

<経済協力開発機構(OECD) 2020年4月15日>

<http://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/oecd-qsar-toolbox.htm>

OECDは、更新されたQSAR Toolbox 4.4.1をリリースした。この更新では、ECHAのREACH研究からのメタデータが拡張され、バージョン4.4のいくつかのバグが修正されていると説明している。

○欧州

・Country information (Competent Authorities, Notifications)

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2020年4月14日>

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECEは、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)の1.9.4に従い、ベラルーシ共和国がCOVID-19の流行中の危険物輸送の制限を通知したと報じている。

・Country information (Competent Authorities, Notifications)

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2020年4月15日>

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECEは、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)のスロバキア共和国の当局情報、及びスペイン王国の当局情報を更新した。

・Multilateral agreements

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2020年4月16日> <http://www.unece.org/trans/danger/multi/multi.html>

UNECEは、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)の多国間協定M328をルクセンブルク大公国が提案し、フランス共和国が署名したと報じている。M328はハイドロアルコールゲルおよび溶液の運搬に関するもの。

・ECHA Weekly - 15 April 2020

<欧州化学品庁(ECHA) 2020年4月15日>

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-15-april-2020

ECHAはECHA Weeklyの2020/4/15版を掲載した。

○米国

・Strengthening Transparency in Regulatory Science

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年4月17日>

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/04/17/2020-07348/strengthening-transparency-in-regulatory-science>

EPAは、「規制科学における透明性強化」と題する規則策定案への2020/3/18に官報公示した補足通知に関する意見募集の締切り日を2020/4/17から2020/5/18に変更し、意見募集の期間を延長することを官報公示した。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-4.B)

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年4月17日>

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/04/17/2020-08075/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-4b>

EPA は、製造前届出(PMN)の対象となる3化学物質に、TSCAに基づく重要新規利用規則(SNUR)を提案する規則案を官報公示した。この規則案への意見提出は2020/5/18まで。

・[Draft Scope Documents for High-Priority Chemicals Undergoing Risk Evaluation](#)

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年4月17日>

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/draft-scope-documents-high-priority-chemicals-undergoing>

EPA は、TSCA リスク評価の高優先化学物質である20物質のスコープ文書案を掲載した。

***** 以上 *****